

## 法學博士信夫淳平著「戰時國際法講義」に對する授賞審査要旨

本書は、著者が多年に亙る研鑽の成果にして、畢生の事業とも謂ふべく、本文のみを數ふるも約五千頁に達する大著作にして、四卷八編より成る。

第一編は戰時國際法の進化と題し、先づ古代より近世に至る交戰法則の發達を説き、次に十九世紀以降に於ける戰時國際法の大勢を説き、斯學の發達に貢獻せる古今碩學の業績を敘述したる後、進んで第一次大戰に於ける戰時國際法の試練と題する一章を設け、戰時に於て國際法の無視せられ易き所以を明にすると共に、國際法に制裁無しとするの謬見たることを論證し、國際法學者は、第一次及び第二次大戰に依る試練に鑑み、從來の法規慣例を洗練して之が完璧を期すべき必要を論述せり。

第二編は戰及似戰行爲と題し、先づ戰の一般性質、戰の意義及び構成要件を説明し、次で戰の種類を列舉し、其中に法的戰と實的戰との區別を明にし、支那事變に論及する所あり。又平和手段の名に於てする武力行爲として、武力干涉、自國人保護の爲の出兵及び駐兵、平時報復、要價占領、平時封鎖等を掲げて、一々詳細なる説明を加へ、更に進んで開戰に關する條約上の制限、及び開戰の方式を説明し、開戰の對戰國及び對戰國人に及ぼす直接の影響と題して、條約の効力の消長より、敵人、敵船、敵貨、敵産管理、對敵通商禁止等に關する諸問題を詳述せり。

第三編は陸戰と題し、先づ陸戰の一般性質を説き、現代の交戦法則は、(一)戰鬪の目的は敵の抵抗力を挫くにあるを以て、此の目的を達するに必要な限り、如何なる種類の武器にても之を使用するに妨げなきこと、(二)必要以上又は必要以外の武器は、之を使用するを許されざること、(三)敵の戰鬪部隊に屬せざる者、及び之に屬するも既に抵抗力を失ひたる者に對する故意の加害は許されざること、の三原則を根幹とすることを論證せり。次で、陸戰關係の法規を述べ、交戦者の何たるやを説き、戰鬪員、非戰鬪員、及び正規兵、不正規兵の區別を明かにし、俘虜及び傷病者に關する法規、並に害敵手段の制限、攻圍及び砲撃、戰場所在の財産、間諜、陣中交渉等を詳説し、更に進んで敵國領土の占領、占領地の性質、占領地の行政及び司法に關する諸問題を説明し、占領地財産に關する現行法規の不備缺點を指摘せり。

第四編は空戰と題し、空戰は第一次大戰中に大に發達し、第二次大戰に於て、制空權が敵の死命を制するまでに發達したる次第を述べ、從來空域に關して自由説と主權説と相對立せしも、一九一三年マドリドに於ける萬國々際法學會の報告以來、空下國の主權説に一致するに至りたること、一九一九年巴里に於ける國際航空條約も亦、この主義を確認したることを説明せり。而して空戰に關しては、一九二二年海牙に於て、日、米、英、佛、伊の五國代表者より成る戰時法規改正委員會の議定せし空戰法規案六十二ヶ條は、各國の受諾を得ざりし爲め、形式上尙ほ參考案たるに過ぎざるも、空戰に關して、交戦國の準據すべき最も有力なる典據たるを失はざるものとして、其の規定に従ひ、航空機の類別及び國籍、空戰に於ける交戦者及び敵對行爲、空下爆撃、敵

國及び中立國の航空機並に其の搭乗者に對する軍の權力、軍用航空機に依る臨檢搜查及び拿捕等に關する諸問題を詳説せり。

第五編は海戰と題し、第三卷全部一千五百餘頁を之に充て、普通の國際法教科書が中立篇中に掲ぐる海上捕獲關係事項をも、海上作戰の須要作用として、本篇中に之を網羅せり。先づ概論として、海戰の一般性質並に海戰關係法規を説明し、次で軍艦、私艦、商船の軍艦への變更、武装商船等に關する問題、港口の閉塞、機械水雷の敷設等、水面防禦に關する問題を説き、又海軍力に依る河川の作戰より、支那事變中揚子江方面の作戰に言及し、更に進んで海軍力に依る港市の砲撃並に敵の電信利用の妨遮を説述せり。次に海上戰鬪と題して、水上艦戰、潜水艦戰並に海戰に於ける傷病者の救護を説き、更に封鎖の一般原則、封鎖の成立及び効力に關する諸問題を説述し、兩度の大戰に於ける封鎖の異例に論及して、新事態が新法則を要求する旨を明にせり。次に海上捕獲に關しては、海上私有財産取扱の變遷と海の自由の意義とを説明し、捕獲し得る敵船及び敵貨と、捕獲するを得ざる敵船及び敵貨とを區別し、中立船及び中立貨、並に封鎖侵破船、戰時禁制品輸送船、非中立役務に従事する船、及び其の載貨に關する諸問題を詳論し、更に進んで捕獲手續並に捕獲審檢に關する諸問題に論及せり。

第六編は中立と題し、先づ國家の中立權と中立制の將來とを概論し、次に國際條約及び國內法規たる中立法規、特に米國最近の中立法を檢討し、中立法則の基本的原則は、交戰國の中立國主權尊重と、交戰國に對する

中立國の不偏不黨との二大原則を根幹とする旨を説き、更に進んで陸、海、空戦に於ける通則と特則とを一々詳細に検討し、特に軍需品の供給に就きては、兩度の大戦並に支那事變に於ける實況を詳述せり。又次に中立化國及び中立化地に論及し、中立化の性質及び其の由來と國際運河の中立化とを説明せり。

第七編は戰の停止及び終了と題し、先づ休戰と休戰の効力とを説明し、次に戢戰即ち戰の終了には、講和條約に依るものと之に依らざるものとを區別し、最後に征服及び征服に由る敵國の滅亡に論及せり。

第八編は括言及び拾遺と題し、先づ括言として、戰時國際法の將來の完成に就きて、上來論述したる交戰及び中立に關する法規慣例は不備缺點多く、事實に於て大半時代錯誤の觀を呈するに至りしにも拘らず、其の缺點を補填すべき新法則の尙ほ未だ案出せられざるが爲め、未解決の問題は重疊することを説き、將來新なる規定を設け又は解釋を一定せんことを希望する主要なる問題三十三點を凡例的に列擧して、世界平和の樹立と人類一般の福祉との爲め、大東亞の盟主たる我が帝國が、戰時國際法の完成を目的とする一大國際會議を提唱すべき必要を切言し、更に本論締切後の追録として、第二次大戰に際して昭和十六年十一月までに發生したる重要事項二十四項目を説明せり。

之を總ぶるに、從來戰時國際法に關して相當浩瀚なる著述存せざるに非ざるも、本書の如く周到に有らゆる問題を網羅し、其の各に就き洋の東西に涉りて關係事例を蒐集調査し、關係學說を涉獵検討したる大著述は内外に未だ曾て其の類例を見ず。且つ著者の所論は、獨斷を避け穩健適正概ね首肯に値し、又親ら日露戰役に從

軍し、更に上海事變、支那事變に際して、帝國海軍の國際法顧問として、實際問題に接觸せる經驗に依り、從來一般學者の注意を惹くに至らざりし有益なる資料を多數引用せる苦心、蓋し容易ならざるものあり。特に現代戰爭の特異性に關聯して發生したる最近の事例に至るまで、具に之を網羅して研究の對象と爲し、戰時國際法の諸問題に關して總決算を爲し、此の法域に於ける問題の所在を明にし、以て斯學の發達及び斯法の將來の改正に備ふる所あるは、本書の一大特色と認むべきなり。

尙ほ著者が、特に第一次大戰以後、權威を失墜せりと思料せられ易き戰時國際法の動向を大局より考察し、其の永續的生命を認め、以て其の權威を擁護せんとする努力の跡明瞭なり。

若し夫れ著者が時に言及する一般法律哲學的問題及び國際法の基本問題に關しては、必ずしも望蜀の餘地なしとせざるも、此の點は寧ろ本書の主たる論旨の範圍外に在りと見るを得べく、又本書が取扱へる許多の問題中、所說批判の餘地の存するなきを保せざるも、是れ法律學特に戰時國際法の如き學問の性質上止むを得ざる所なり。

要するに、本書は其の研究の周到にして網羅的なること、其の所說の穩健にして中正なること、及び其の資料の豊富にして適切なることに於て、洋の東西に類例なく、國際法學界は勿論、延いては一般法學界に貢獻する所頗る甚大なりと認む。